

○ 相談窓口 ○

科学研究費等補助金の使用に関する相談、問い合わせは下記相談窓口へご連絡ください。

《相談窓口》

二松学舎大学 大学改革推進課

住 所：〒102-8336

東京都千代田区三番町6-16 二松学舎大学

電 話：03-3261-1285（内線：1132, 1133）

○ 通報窓口 ○

二松学舎大学では、文部科学省における「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の発表を踏まえて、『二松学舎大学における公的研究費及び研究活動の不正防止に関する規程』を制定し、不正行為の通報窓口を設置しています。

《通報窓口》

窓 口：須藤 和敬（学務局長）

住 所：〒102-8336 東京都千代田区三番町6-16 二松学舎大学

電 話：03-3261-1285（内線：318）

メール：kaken@nishogakusha-u.ac.jp

《対象》

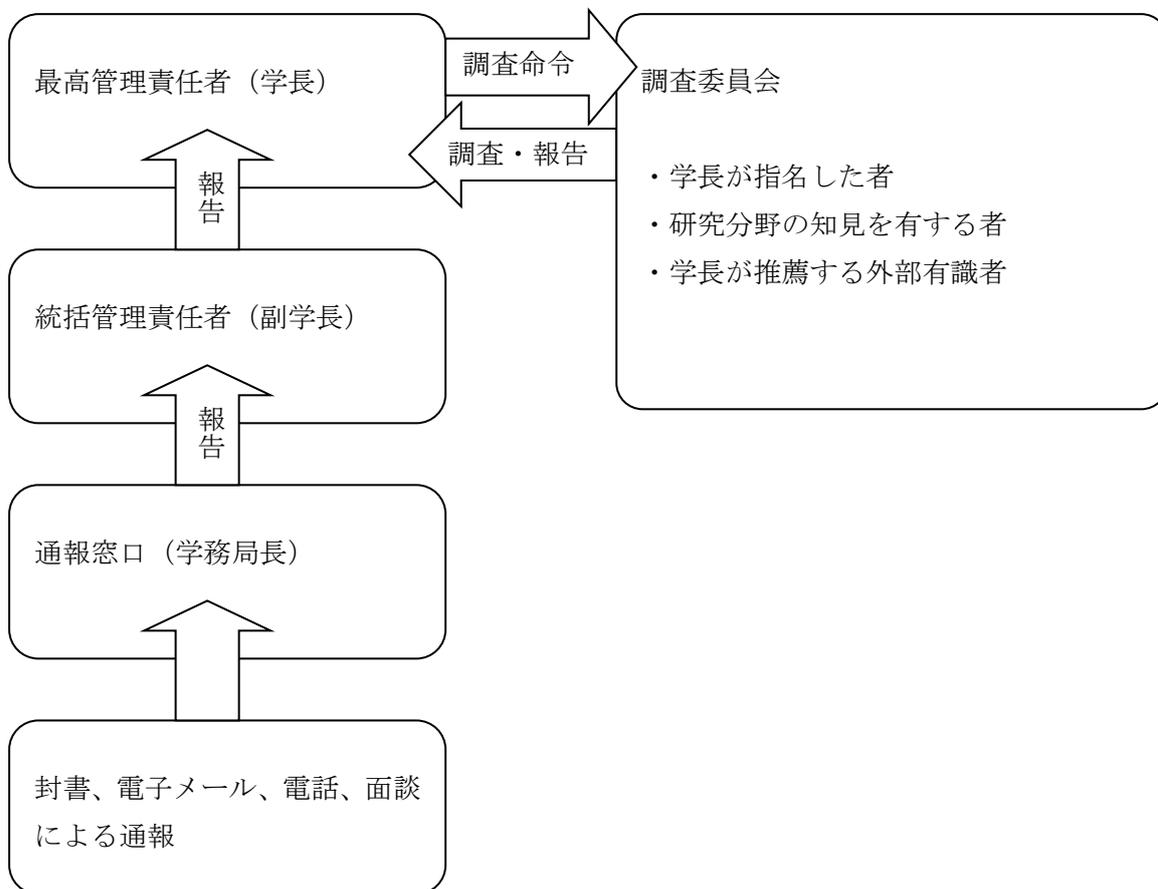
「研究費の不正な使用」、「研究活動の不正行為」

◆留意事項◆

通報は、名を明かすことを原則として、封書・電子メール・電話・面談により受け付けます。通報（告発）等を受け付ける際には、以下について確認させていただくとともに、調査にあたって通報者に協力を求める場合があります。

- 通報（告発）者の指名・連絡先
- 不正な使用を行ったとする研究者
- 不正な使用の態様
- 不正とする根拠
- 使用された研究資金等

○ 通報からの流れ ○



○ 研究費不正防止計画推進本部 ○

不正防止計画推進本部は、本学の統括責任者である副学長のもとに設置されています（『二松学舎大学における公的研究費及び研究活動の不正使用防止に関する規程』第6条）。本部の役割は、不正を発生させる要因を把握し、具体的に不正使用のための対応計画を策定・実施することです。事務職員だけでなく、教員も構成員に加えることで、全学一体となって科学研究費不正使用防止に取り組む体制となっています。

《構成》

- ・ 副学長
- ・ 学務局長
- ・ 学長が推薦する大学審議会委員（2人）
- ・ 事務局長
- ・ 企画・財務部長
- ・ 教学事務部長
- ・ 大学改革推進部長
- ・ 事務職員（事務局長の推薦者）

《業務内容》

1. 不正発生要因の把握
2. 不正防止計画の企画及び立案に関する事
3. 不正防止計画の実施に関する事（ルール・チェック機能・意識向上・相談窓口等に関する事）
4. 情報伝達・公表に関する事
5. 内部監査の実施に関する事
6. その他不正使用防止に関する事

○ 内部監査 ○

